

吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務(千里南公園エリア)公募型プロポーザル 質問回答書

NO	質問内容	回答
1	契約実績状況表のシルバー人材センターの業務の中には清掃業務(別紙6 公園・道路業務内容一覧 No.3)は全て入っていますか？ また、ゴミ袋代・ゴミ袋の回収も入っているのでしょうか？	対象区域における清掃業務は、すべて契約実績状況表に記載があります。 また、ゴミ袋代についても、契約実績表記載の金額内に含まれております。 ゴミ袋の回収については、公園内のゴミ箱付近への集積作業を委託するもので、回収作業については、別の委託業務になりますので、本業務の対象ではありません。
2	勉強会参加時は公園トイレ・遊具は省くとのことでしたが、要求水準書の現場1次対応業務に公園トイレ・遊具等、施設の破損に対する1次対応が記載されていますが、復旧は別業務か等、ご教示いただきたいです。	公園トイレ、遊具等の施設の破損の本復旧については、本業務の対象ではなく、別業務による対応になります。
3	樹木等保持業務(吹田市発注業務)は(様式第5号)の3)除草剪定業務実績になりますか。	実績と判断します。
4	様式第6号 代表取締役を、統括責任者とする場合、会社の受注実績(契約書)と、有効な資格所(1級造園施工管理技士)で証明する事はできますか。	統括責任者については、要求水準書に定める資格要件と業務責任者としての業務実績を求めています。契約書だけでは、業務責任者としての実績の証明は不十分で考えます。
5	様式第11号 (1)(2)合わせてA4判2枚の表記ですが、1・2枠欄に別紙と記載して、様式の用紙を含め3枚にすることは、可能でしょうか、もしくは、表題を記入した、別様式で、テーマが違うので2枚作製するのか、どちらでも可能でしょうか、また添付写真を含めて2枚でしょうか。	別紙、別様式及び添付写真の取扱いについては、A4判2枚とは別として作成可能です。
6	様式10号、様式11号には写真は貼らない、写真の説明も書かずに写真を添付したい項目の最後に「詳細は別紙(写真資料番号①参照)と記載すればいいのですか。 また、写真は本文とは別に別紙として貼り付ければいいのですか。写真の説明文も別紙に書けばいいのですか(例:写真の下に番号①と簡単な説明文を記載)	写真の掲載方法についての指定はありません。
7	様式10号は、枚数制限なしでよろしいでしょうか。	枚数制限はありません。
8	高木剪定の件 1).公園の高木剪定の数量は出ていますがこの数量の +、- の程度で変更の対象になりますか 2).街路の高木剪定の数量が出ていません。 明示をお願いします。 又、その数量の +、-どの程度で変更の対象になりますか	本業務では、原則、個別業務の実施数量の増減による委託料の変更を行うことは想定しておりません。公表している高木剪定の数量を参考に業務を遂行することになります。 なお、自然災害、気候条件、その他特別な事情等により著しく数量の増減が発生した際に、本市が変更の必要があると判断した場合には、委託料の変更についての協議をします。 また、道路室所管の高木剪定の数量について、資料を公表します。【令和8年9月18日 HP公開】
9	樹木等保持業務の件 1).公園は令和7年度、街路は令和5年度の金額が出ていますが、街路の令和7年度の金額を明示して下さい。 2).第5回の勉強会で樹木等保持業務の金額が、公園、道路合算で15～20%との事でしたが、提示された公園(令和7年)、道路(令和5年)の合算は30%近くなります。何故、予定とこれ程離れるのですか	1)資料修正します。【令和8年9月18日 HP公開】 2)別紙7については、過去3年間の樹木等保持業務の執行金額を示しています。 本業務の樹木等保持業務の上限額を算出するにあたり、これまで単価契約で執行していた公園、遊園の3回目の除草作業や、毎年は必要ないが2、3年に1回程度必要な剪定作業について、除草・低木剪定業務及び高木剪定業務の経費区分で計算していることから、別紙7の合計金額よりも少ない金額で計上しているため、勉強会で提示した割合と異なっています。
10	3年間の支払金額が年度により違いがあるのは何故ですか	労務単価の上昇を見込んでいることと、道路室の高木剪定業務について、これまで行ってきた剪定スケジュールを踏襲し、計上したことが要因となります。
11	シルバー等に委託する作業に対し、企業体の構成員で監督業務に従事することになるとの事ですが、シルバー等への委託費に諸経費が加わっていると判断してよろしいでしょうか。	監督業務については、複数業務を取りまとめる全体マネジメント業務(統括管理業務)において、担うことになります。また本市として想定する必要な経費も計上しています。
12	草花管理、苗圃管理の草花、肥料等の材料費は含まれているのですか。 含まれているのであれば、その金額を明示して下さい。	草花管理業務は、設計金額に対して54.5%程度の材料費(主に花苗代)を計上しています。(令和8年度の同業務においても同様)また、苗圃管理業務は、本市からの材料支給による運用のため、材料費は計上していません。
13	参考資料のシルバー等の契約実績で千里南公園の草花植栽費が2023年度は極端に少ないのは何故ですか 理由の如何によっては2023年度の掲載は必要ないのではないですか。	草花等植付業務の令和7年度と令和6年度の金額に誤りがありました。正しくは、令和7年度 ￥1,827,000円 令和6年度 ￥1,762,000円になります。【令和8年9月18日 HP公開】
14	マネジメント業務は全て植栽管理業務から捻出することとなるのですが、現場一次対応業務の軽微な業務や巡回作業はこれまで市の職員がされていた仕事です。大きな要望は樹木保持業務で対応できますが、年間300件程の要望に対してどの程度が樹木保持業務に該当しない軽微な業務と考えられていますか。又軽微な業務でも一人ではできないし、車も必要になります。回数が重なれば相当な金額になります。この費用は植栽管理業務から捻出するべきものでないと考えますが、如何でしょうか。	別紙1作業概要書P1に提示している数量は、すべて市職員が現地確認または軽微な一次対応を行ったものになります。 また、当該業務の費用については、本市として想定する必要な経費を過去実績を基に、労務、作業車両を想定し、計上しております。
15	想定している参加構成員へ各作業量を分配計画するにあたり、道路室の詳細図面(高木本数、各路線の除草面積が記載された物)が無いため計画策定がうまく出来ません。各路線詳細図および数量表を公表して頂けないでしょうか。	路線詳細図及び数量表を公表します。【令和8年9月18日 HP公開】
16	1次対応を受付するため、24時間対応できる人員を配置する必要があるかと思いますが、これらの人件費が不明かつ含まれていないと思います。 業務開始にあたり、これら人件費は別途計上して頂けるのでしょうか。また、内訳等の詳細があるのだしたら、公表して頂けないでしょうか。	市民からの通報受付については、本市にて24時間対応を行いますので、事業者側に24時間の拘束を求めるものではありません。ただし、特別な状況により緊急連絡先を介して夜間などに緊急対応を行っていただくケースはあるものと考えております。なお、自然災害、気候条件、その他特別な事情等により著しく対応件数の増減が発生した際に、本市が変更の必要があると判断した場合には、委託料の変更についての協議をします。 また、当該業務については、要求水準書に基づき、本市として想定する必要な経費を計上しておりますが、内訳の詳細については、入札前のため開示できません。
17	シルバー人材センターおよび働く場事業団様への再委託を想定している業務についてですが、管理者に求められる内容として施工計画や工程管理、写真管理等は含まれますか。これまではシルバー人材センター、働く場事業団様が計画策定をおこない、吹田市に報告していたと思われませんが、包括管理ではどこまで関与すべきなのでしょう。	再委託先企業との役割分担については、本市から指定することはありません。
18	公募型プロポーザル募集要項 P1 2：業務概要(4) 委託料の上限 業務委託料の内訳について令和9、10、11年度に価格の差がありますが、理由をご教示下さい。	10の回答と同様
19	同一の法人等又はグループが2件以上とありますが、親会社・子会社の関係にある法人も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	グループの記載意図は、親会社・子会社のグループ関係ではなく、応募するグループ(構成企業)を意味しており、1つのグループにつき応募は1件に制限しています。

20	年度によって樹木保持業務の作業量が変わってくると思われますが、予算よりも多く業務が発生した場合は、追加金額を協議していただけるのでしょうか。	本業務では、原則、個別業務の実施数量の増減による委託料の変更契約を行うことは想定しておりません。公表している樹木等保持業務の実績を参考に業務を遂行することになります。 なお、自然災害、気候条件、その他特別な事情等により、著しい数量の増減変更が必要であると本市が判断した場合には、委託料の変更についての協議をします。																		
21	統括責任者を補佐する代理者は統括責任者と別企業（構成企業）でもよろしいでしょうか。	問題ございません。																		
22	本市が、市民等からの要望等の連絡窓口を担いとあり、別紙4市民対応マニュアル（P1、2.留意事項、②受付について）では開庁時間以外も受付可能な通信体制を整えるとするが、開庁時間外においても、連絡は本市よりあるとの理解でよろしいでしょうか。	問題ございません。																		
23	腕章やベスト等を着用とありますが、指定されたものがあるのでしょうか。	指定したものはありません。																		
24	要求水準書に定めのない事項については、本市と受注者との協議の上、定めるものとありますが、費用が発生する場合、金額についても協議していただけるのでしょうか。	費用が発生する理由等を踏まえ、協議をします。																		
25	災害時の対応や大型業務以外の軽微な作業、巡回の単価はいくらか明示いただけますでしょうか。	巡回作業は、各種作業の折に、公園内の施設、樹木等について可能な限り簡易な点検をし、異常があれば本市に報告してもらう作業になります。 また、災害時の協力体制についても仕様を定めたものではなく、市内事業者として可能な限り本市からのパトロール等の要請に対して協力をしてもらうことを記載したものです。 上記作業については、費用は計上していませんが、モデルとして実施するもので、検証結果を次に活かすものです。 軽微な作業（現場1次対応業務）については、本市として想定する必要な経費を過去実績を基に、労務、作業車両を想定し、計上しておりますが、内訳の詳細については、入札前のため開示できません。																		
26	巡回作業において受注者は、日常点検のみを行い定期点検・精密点検は発注者様が行うという解釈でよろしいでしょうか。また、日常点検を行う企業は、協力企業でも良いのでしょうか。	各種点検の役割分担について、お見込みのとおりです。また点検を行う企業についての指定はありません。																		
27	公園ボランティアの清掃したゴミ袋回収作業とありますが、公園名、回数、搬出先、搬出量をご教示下さい。	令和7年度実績は下表のとおりです。 搬出先：吹田市資源エネルギーセンター ゴミ袋容量：45Lから90L <table><tr><th>場所</th><th>回数</th><th>排出量/回</th></tr><tr><td>佐竹公園</td><td>10</td><td>5袋から10袋程度</td></tr><tr><td>ねむのき公園</td><td>12</td><td>15袋程度</td></tr><tr><td>千里南公園</td><td>12</td><td>30袋から40袋程度</td></tr><tr><td>めじろ遊園、うぐいす遊園 ひよどり遊園、はと遊園、 きじ遊園</td><td>2</td><td>20袋程度</td></tr><tr><td>竹美遊園</td><td>2</td><td>10袋程度</td></tr></table>	場所	回数	排出量/回	佐竹公園	10	5袋から10袋程度	ねむのき公園	12	15袋程度	千里南公園	12	30袋から40袋程度	めじろ遊園、うぐいす遊園 ひよどり遊園、はと遊園、 きじ遊園	2	20袋程度	竹美遊園	2	10袋程度
場所	回数	排出量/回																		
佐竹公園	10	5袋から10袋程度																		
ねむのき公園	12	15袋程度																		
千里南公園	12	30袋から40袋程度																		
めじろ遊園、うぐいす遊園 ひよどり遊園、はと遊園、 きじ遊園	2	20袋程度																		
竹美遊園	2	10袋程度																		
28	要望を受けた当日中に要望者へ状況確認を行うこととありますが、当該対応のために現場へ出動した場合、出勤ごとに別途費用は支払われるとの認識でよろしいでしょうか。あるいは、当該対応に係る費用は委託料に含まれているものと考えるべきでしょうか。委託料に含まれている場合、過去の実施回数と比較して、対応件数が増大した際には費用の追加や委託料の見直し対象になりますでしょうか。その場合、土曜日、日曜日及び祝日における出動対応について、平日対応とは別に費用の加算や割増等がございますでしょうか。	現場1次対応業務については、本市として想定する必要な経費を過去実績を基に、労務、作業車両を想定し、計上しております また、本業務では、原則、個別業務の実施数量の増減による委託料の変更契約を行うことは想定しておりません。公表している、市職員の対応実績を参考に業務を遂行することになります。 なお、当該業務については本市からの連絡を受け、本市開庁時間内で行うことを想定していますが、特別な状況により緊急連絡先を介して夜間などに緊急対応を行っていただくケースはあるものと考えており、そのようなケースが多数発生した場合には委託料の変更について協議をします。																		
29	物価変動による経費増と著しい物価変動に伴う経費増の基準をご教示下さい。	著しい物価変動とは、通常予測できないほど急激かつ大幅な物価変動を前提としています。なお、労務単価については、予め物価上昇率を加味した積算を行っております。																		
30	高木剪定の路線図はあるのですが、数量表を提供して頂けるのでしょうか。	路線詳細図及び数量表を公表します。【令和8年9月18日 HP公開】																		
31	3年間の業務委託料が均等払いでないのはどうしてですか。特に9年度と10年度での差額が大きいのはどうしてですか。	10の回答と同様																		